

羽市こ第 717 号  
令和 3 年 5 月 31 日

保護者各位

羽曳野市市長公室こども未来室こども課

緊急事態宣言期間中の保育施設等の利用に係る利用者負担額等の  
日割り計算の実施期間の延長について

平素より本市保育行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

先日、「緊急事態宣言」中の利用者負担額等の取り扱いについて、お知らせさせていただいていたところですが、国において、緊急事態宣言が令和 3 年 6 月 20 日まで期間の延長が決定されました。

これを受けまして、下記のとおり利用者負担額等の日割り計算の実施期間を延長します。

記

1. 利用者負担額等の日割り計算を行う期間について

令和 3 年 6 月 19 日（土）まで延長いたします。

※この期間中については、欠席の理由を問わず対象とします。

※利用者負担額等の日割り計算方法、返還方法等については、「令和 3 年 4 月 26 日付羽市こ第 354 号 緊急事態宣言期間中の教育保育施設等の利用に係る利用者負担額等の取扱いについて」にてご確認ください。

**国及び大阪府の動向を踏まえながら、再度実施期間を延長する場合は改めてお知らせいたします。**

【 お問合せ 】

羽曳野市市長公室こども未来室

こども課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111 (内線 1231, 1233, 1235, 1254)